

文星芸術大学学則

第1章 総則

(教育理念・目的・目標)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学是「三敬精神」を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、学業を通じて人格を陶冶するとともに、歴史的变化への適応能力と総合的な判断力を培い、芸術を志す者の個性尊重を基本とし、創造的、自律的に行動する人間性豊かな人材を育成し、社会の文化向上に寄与することを教育理念とする。

2 本学は、豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根ざした優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成することを教育目的とする。

3 本学は、1学部1学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流を通して、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく「総合」されたパワーを発揮できる人材を育成することを教育目標とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

4 点検及び評価を行う項目及び体制については別に定める。

5 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するために、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

6 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

第3条 本学に設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員
美 術 学 部	美 術 学 科	95人	2年次 2人 3年次 2人	390人

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 研究科、専攻及び学生定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
芸術研究科	美術専攻	20人	40人	5人	15人

4 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織については、別に定める。

(附属施設)

第5条 本学に次の附属施設を置く。

- (1) 文星芸術大学図書館
- (2) 文星・芸術文化地域連携センター
- (3) I R推進センター

2 附属施設に関する事項は別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員)

第6条 本学に学長を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

3 学長、副学長の職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、必要と認めた場合は准教授、講師その他の職員を加えることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(部局長会議)

第8条 本学に全学的な教育上の業務運営をはかるため部局長会議を置く。

2 部局長会議は次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 事務局長

(協議事項)

第9条 部局長会議は学長の諮問に応じて次の事項を協議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事
- (2) 学部・学科の設置廃止に関する理事会の諮問事項
- (3) 入学試験に関する事
- (4) 教育研究に関する重要な施設の設置・改廃に関する事
- (5) 部局間相互の連絡・調整に関する事
- (6) 大学運営に関する重要事項
- (7) その他理事会の諮問事項

2 前項に定めるもののほか部局長会議に関し、必要な事項は別に定める。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第10条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

3 教育上必要がある場合、学長は、前項の前期終日及び後期初日を変更することができる。

(休業日)

第11条 定期の休業日を、次のとおり定める。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 春期休業日 3月25日から4月5日まで
- (3) 夏期休業日 8月1日から9月20日まで
- (4) 冬期休業日 12月20日から翌年1月7日まで

ただし、休業日でも実習を課し、又は特別講義を聴講させることがある。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第5章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第12条 修業年限は4年とする。

(相当期間の修業年限への通算)

第12条の2 本学の学生以外の者として一つの大学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条に定める修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に定める修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学期間)

第13条 在学期間は8年を超えることができない。ただし、第18条、第19条、第20条、又は第21条の規定により入学した学生は第22条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年を超えて在学することができない。

第6章 入学

(入学の資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了

した者を含む。)

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による、高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたと認めた者で、18歳に達した者

(入学の時期)

第15条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項のほかにも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学者の選考)

第16条 本学の入学志願者に対して選抜試験を行う。

- 2 入学検定料は別表のとおりとする。
- 3 既に納入した入学検定料は、これを返還しない。

(入学の許可等)

第17条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学生納付金を納め、保証人連署の誓約書その他所定書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きが終了した者について学長は入学を許可する。

(学士入学者)

第18条 他の大学を卒業し、本学に入学を志願する者については、学年の始めに限り学士入学者として選考の上、教授会の議を経て学長は入学を許可する。

(編入学)

第19条 次の各号の一に該当する者については、学年の始めに限り選考の上、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

- (1) 他の大学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に14年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、入学を志願する者
- (2) 他の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、入学を志願する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、入学を志願する者
- (4) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、入学を志願する者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、入学を志願する者
- (7) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。第21条第1項及び同条第3項において同じ。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で入学を志願する者

- 2 前項に規定する者のほか、他の大学に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を取得した中途退学者又は外国において学校教育における16年の課程に13年以上在学し、所定の学修の成果を有する中途退学者で、第2年次に入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。

(転入学)

第20条 他の大学から、本学に転入学を希望する者については、学年の始めに選考の上、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 次の各号の一に該当する者が学年の始めにおいて再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長は相当学年次に入学を許可することができる。

- (1) 第36条の規定により退学した者で再入学について正当な理由を有する者
- (2) 第38条第1号の規定により除籍された者（除籍された日から2年以内に願い出た者に限る。）

(学士入学者、編入学者、転入学者及び再入学者の単位及び在学年数の認定)

第22条 第18条、第19条、第20条又は第21条の規定により学士入学、編入学、転入学又は再入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第7章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第23条 学部の授業科目を教養科目、共通基礎科目、専門教育科目、自由科目に分けて開設する。

- 2 授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員に関する科目)

第24条 前条に定めるもののほか、学芸員に関する科目を置く。

- 2 授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

(教職に関する科目)

第24条の2 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 教育職員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位を修得しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか授業科目及び単位の修得方法については教職課程履修規程で別に定める。

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業の方法)

第25条の2 授業は、講義、演習、実験若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位の計算)

第26条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を定める。

- (1) 講義及び演習は、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(履修方法)

第27条 授業科目は各年次に配当する。学生は原則として各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

- 2 学生は履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第28条 本学は、学生が各年次にわたって適切な授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 編入学による入学者については、入学した年度に限り、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の認定)

第29条 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし、合格した者に対し所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績評価は、100点を満点とし、秀（95点以上）、優（94点-80点）、良（79点-70点）、可（69点-60点）、不可（59点以下）の5段階とし、不可を不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第30条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは教授会の審議を経て学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位数について60単位を超えない範囲で、これを本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した期間は第12条に定める修業年限に含めるものとする。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第31条 学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を受けることが教育上有益と認められるときは、教授会の審議を経て学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目及びその単位数は、前条第2項により修得した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、これを本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けて大学又は短期大学以外の教育施設等で履修した期間は、第12条に定める修業年限に含めるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教育上有益と認められるときは、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第33条 削除

第8章 休学、復学、退学、転学、除籍及び留学

(休学)

第34条 疾病その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、理由を記入し保証人連署のうえ休学願を学長に提出し許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

- 2 疾病その他やむを得ない理由により修学が不相当と認められる学生に対して、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることができない。
- 5 休学期間は第13条の在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 前条第1項の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長はこれを許可することができる。

(退学)

第36条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記入し保証人連署のうえ学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第37条 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(二重学籍の禁止)

第37条の2 本学に籍を置く学生は、他の大学又は大学院との二重学籍を禁止する。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第13条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第34条第3項及び第4項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 死亡及び長期にわたる行方不明者

(留学)

第39条 外国の大学又は短期大学に留学する者は、事前に留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位等については、第31条第2項の規定を準用する。
- 3 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長が1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
- 4 留学期間は、第12条に規定する修業年限に算入する。

第9章 卒業及び学位記の授与

第40条 学長は、本学に4年（第18条、第19条、又は第20条の規定により入学した者については、第22条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定める授業科目の中から124単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て学年又は学期の終わりに卒業を認定する。

- 2 前項に定める卒業に必要な単位の修得区分は、次のとおりとする。
 - (1) 教養科目 24単位以上
 - (2) 共通基礎科目 42単位以上
 - (3) 専門教育科目 58単位以上
 - (4) 自由科目(単位互換科目を含む)

(学位)

第41条 学長は、卒業を認定した者に対して、次の区分に従い卒業証書・学位記を授与する

- (1) 美術学部 学士(芸術)

第10章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として模範とするにたる者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第43条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを懲戒することができる。

- (1) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- 2 懲戒は、退学、停学及びけん責とし、退学は前項第1号又は第2号に該当する者に限り行うことができる。
 - 3 懲戒に関する手続きは別に定める。

第11章 厚生及び保健

(学生寮)

第44条 本学に学生寮を置くことができる。

- 2 学生寮に関する規定は別に定める。

(厚生及び保健)

第45条 本学に厚生及び保健に関する諸施設を置く。

- 2 教職員、学生の保健のため毎年1回健康審査を行う。
- 3 本学に学校医、保健婦その他の職員を置き、学生、教職員の身体的及び精神的な保健に関する相談と治療に当たらせる。

第12章 奨学制度

(奨学生)

第46条 学業優秀及び品行方正でかつ授業料の支弁が困難になったと認められる学生に対しては、教授会の審議を経て、理事会の決定により授業料の一部を給付することがある。

- 2 奨学生の選考その他必要な事項は、別に定める。

第13章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、外国人留学生及び帰国生徒

(科目等履修生)

第47条 本学の学生以外のもので一又は複数の授業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、単位を与えることができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第29条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可される者は、第14条に定める資格を有する者で、学部の教育研究に支障が無い場合に限り選考の上、学長が履修を許可する。
- 4 科目等履修生の履修期間は、本学の特定の授業科目の単位修得を目的とする(以下「科目登録制」という。)者については、1年以内とし、専攻として設定された複数の授業科目の単位修得を目的とする(以下「専攻登録制」という。)者については、その単位修得までとする。
- 5 科目等履修生として本学の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は別に定める。ただし、専攻登録制による科目等履修生で、その履修期間が1年を超える場合の登録料は年度ごと納付するものとする。

(聴講生)

第48条 第14条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者は選考の上、聴講生として学長がこれを許可することがある。

2 聴講を許可された者は、第60条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納付しなければならない。

(特別聴講学生)

第49条 学長は、他の大学（短期大学を含む、以下同じ。）又は外国の大学との協議に基づき、その大学の学生が特別聴講学生として、本学の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には当該協議は事後において行うことができる。

2 特別聴講学生の登録料及び聴講料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第50条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障がない限り選考の上、教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合はその期間を更新することができる。

(委託生)

第51条 本学において特定の授業科目を学修するため、公の機関又は団体からの委託生は、学長がこれを許可することがある。

2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

(外国人留学生及び帰国生徒)

第52条 外国人留学生及び帰国生徒の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会の議を経て学長は入学を許可することができる。

第14章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用)

第53条 入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金（以下「学納金」という。）は別表のとおりとする。

2 実験実習費等の費用は別に定める。

3 納付した入学金、学納金等は返還しない。

4 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増額することがある。

(学納金の納入期)

第54条 授業料、施設設備費及び教育充実費は毎年4月・9月の2期に指定された期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

2 学納金は欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

(退学及び除籍の場合の学納金)

第55条 学期の途中で退学を許可された者又は除籍された者は、その期の学納金を納付しなければならない。

(休学の場合の学納金)

第56条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金を免除する。

2 前項の休学者は、別表に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の学納金)

第57条 学期の中途において復学した者は、復学期からの学納金を、復学した月に納付しなければならない。

(許可を得て留学する者の学納金)

第58条 第39条の規定により留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。

(研究生の納付金)

第59条 研究生の学納金は学部学生と同額を、月額を単位として納付するものとする。

(登録料、履修料)

第60条 科目等履修生及び聴講生の登録料、履修料、聴講料及び実験実習費は別表のとおりとする。

第15章 公開講座

(公開講座)

第61条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座は随時開設する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年度から平成14年度において美術学部美術学科の総定員は第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	美術学科
平成11年度	135人
平成12年度	270人
平成13年度	410人
平成14年度	550人

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

なお、平成12年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

なお、平成14年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

なお、平成15年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

なお、平成16年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

なお、平成17年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

なお、平成18年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

なお、平成19年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。
なお、平成20年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。
なお、平成21年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。
なお、平成22年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。
なお、平成23年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。
なお、平成24年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。
なお、平成25年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度から平成29年度において美術学部美術学科の総定員は第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	美術学科
平成26年度	95人
平成27年度	190人
平成28年度	290人
平成29年度	390人

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。
なお、第53条別表については、平成27年度入学に係る者から適用する。

附 則

この学則は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。
なお、第26条第(3)号については、平成27年度入学に係る者から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。
なお、第53条別表については、平成30年度入学に係る者から適用する。

附 則

この学則は、平成30年3月22日から施行する。
なお、編入学、転入学及び再入学の外国人留学生学納金は、入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。
なお、平成31年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、2019年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。
なお、2020年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。
なお、2022年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。
なお、2023年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、2023年9月19日から施行する。

第53条別表

学科名	入 学 金	授 業 料	施設設備費	教育充実費	実験実習費	合 計
美術学科	300,000円	840,000円	250,000円	150,000円	100,000円	1,640,000円

- 1 系列高校出身者の入学金については、本表金額を免除する。
- 2 入学検定料は1回につき30,000円とする。(大学入学共通テスト利用入学試験利用の場合、15,000円)ただし、入学試験の種別によって、入学検定料を免除することができる。
- 3 3年次から選択した分野によって、授業料を540,000円とする。

第56条別表

	金 額	時 期
在籍料	半期 50,000円	休学するとき、学期初めに納付

第60条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料	1 単位 27,000円
	検 定 料	10,000円
聴 講 生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料	1 単位 5,000円
	実 験 実 習 費	1 単位 5,000円
	検 定 料	10,000円